

制 度 名	事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）
目 的	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合に、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる環境を整備することを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。
対象となる保証	<b>無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険に係る保証</b>
申込人資格要件	次の（1）から（5）までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は（3）の申込人資格要件は問わない。 （1）信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 （2）申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 （3）次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 （4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 （5）信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。
保証限度額	
保証割合	
対象資金	各制度要綱等の定めによる
保証期間	
返済方法	
担保	必要に応じて徴求する。ただし、無担保保険に係る保証については徴求しない。
保証人	<b>不要</b>
信用保証料	申込人資格要件（3）①及び②に該当する場合：所定の保証料率＋0.25% 申込人資格要件（3）①又は②、法人設立後2事業年度未満に該当する場合：所定の保証料率＋0.45%
貸付利率	各制度要綱等の定めによる
申込方法	原則として、金融機関経由保証に限る
添付資料	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書
金融機関の責務	金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して申込人資格要件（4）①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。
取扱期間	令和6年3月15日（保証協会申込受付分）から

制 度 名	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）																																																																																
制 度 コ ー ド	397931 国補助選択型																																																																																
目 的	信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度(事業者選択型経営者保証非提供制度)が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。																																																																																
対象となる保証	<b>無担保保険（一般保証及び経営安定関連特例（SN4号、SN5号））</b>																																																																																
申込者資格要件	次の（１）から（５）までのいずれにも該当する法人である中小企業者。 ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は（１）、（２）及び（３）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は（３）の申込者資格要件は問わない。 （１）信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前２年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が２年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 （２）申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 （３）次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ② 申込日の直前２期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 （４）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 （５）信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。																																																																																
保証限度額	8,000万円（経営安定関連特例の場合は別に8,000万円）																																																																																
保証割合	一般保証及びSN5号：80%保証（責任共有対象） SN4号：100%保証（責任共有対象外）																																																																																
対象資金	一般保証：事業資金 SN4号及びSN5号：経営の安定に必要な事業資金																																																																																
保証期間	10年（据置1年以内）（一括返済の場合は1年以内）																																																																																
返済方法	一括返済又は分割返済																																																																																
担保	<b>不要</b>																																																																																
保証人	<b>不要</b>																																																																																
信用保証料	申込者資格要件（３）①及び②に該当する場合：所定の保証料率+0.25% （協会申込申込受付日に応じて保証料率上乘せ分に国の一部補助あり）  ■一般関係 ※事業者負担=保証料率+保証料率上乘せ-保証料補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>保証料率上乘せ</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>上乘せ後保証料率</td> <td>2.15</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.40</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <b>【制度開始1年目】（令和6年3月15日～令和7年3月31日）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上乘せ後保証料率</td> <td>2.15</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.40</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>保証料補助</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>2.00</td> <td>1.85</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	保証料率上乘せ	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	上乘せ後保証料率	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	上乘せ後保証料率	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70	保証料補助	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	事業者負担	2.00	1.85	1.65	1.45	1.25	1.10	0.90	0.70	0.55
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																								
保証料率上乘せ	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25																																																																								
上乘せ後保証料率	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70																																																																								
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																								
上乘せ後保証料率	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70																																																																								
保証料補助	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15																																																																								
事業者負担	2.00	1.85	1.65	1.45	1.25	1.10	0.90	0.70	0.55																																																																								

【制度開始2年目】（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70
保証料補助	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
事業者負担	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60

【制度開始3年目】（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70
保証料補助	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
事業者負担	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65

■ SN4号 ※事業者負担＝保証料率＋保証料率上乗せ－保証料補助

	SN4号（責任共有対象外）		
制度期間	1年目	2年目	3年目
保証料率	0.80	0.80	0.80
保証料率上乗せ	0.25	0.25	0.25
上乗せ後保証料率	1.05	1.05	1.05
保証料補助	0.15	0.10	0.05
事業者負担	0.90	0.95	1.00

■ SN5号 ※事業者負担＝保証料率＋保証料率上乗せ－保証料補助

	SN5号（責任共有対象）		
制度期間	1年目	2年目	3年目
保証料率	0.70	0.70	0.70
保証料率上乗せ	0.25	0.25	0.25
上乗せ後保証料率	0.95	0.95	0.95
保証料補助	0.15	0.10	0.05
事業者負担	0.80	0.85	0.90

申込人資格要件（3）①又は②、法人設立後2事業年度未滿に該当する場合：  
所定の保証料率＋0.45%

（協会申込申込受付日に応じて保証料率上乗せ分に国の一部補助あり）

■ 一般関係 ※事業者負担＝保証料率＋保証料率上乗せ－保証料補助

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証料率上乗せ	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45
上乗せ後保証料率	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90

【制度開始1年目】（令和6年3月15日～令和7年3月31日）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90
保証料補助	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
事業者負担	2.20	2.05	1.85	1.65	1.45	1.30	1.10	0.90	0.75

【制度開始2年目】（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90
保証料補助	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
事業者負担	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80

【制度開始3年目】（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90
保証料補助	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
事業者負担	2.30	2.15	1.95	1.75	1.55	1.40	1.20	1.00	0.85

■ SN4号 ※事業者負担＝保証料率＋保証料率上乗せ－保証料補助

	SN4号（責任共有対象外）		
制度期間	1年目	2年目	3年目
保証料率	0.80	0.80	0.80
保証料率上乗せ	0.45	0.45	0.45
上乗せ後保証料率	1.25	1.25	1.25
保証料補助	0.15	0.10	0.05
事業者負担	1.10	1.15	1.20

■ SN5号 ※事業者負担＝保証料率＋保証料率上乗せ－保証料補助

	SN5号（責任共有対象）		
制度期間	1年目	2年目	3年目
保証料率	0.70	0.70	0.70
保証料率上乗せ	0.45	0.45	0.45
上乗せ後保証料率	1.15	1.15	1.15
保証料補助	0.15	0.10	0.05
事業者負担	1.00	1.05	1.10

※会計参与設置会社は上記事業者負担から0.1%割引

※国の保証料補助は当初保証料のみであり条件変更に伴い追加で生じる変更保証料については上乗せ後の保証料率を事業者が負担

貸付利率	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由保証に限る
添付資料	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書
金融機関の責務	金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して申込人資格要件（４）①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について信用保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。
取扱期間	令和６年３月１５日～令和９年３月３１日（保証協会申込受付分）